ご契約にかかわる重要事項

お客さまのご契約内容

	契約種別	現状設定値に基づいたご契約とさせていただきます。	
	契約電力または契約電流または契約容量	現状設定値に基づいたご契約とさせていただきます。	
	契約年月日	お申込みを受け,当社が承諾した日となります。	
	需給開始予定日	下記3をご確認ください。	

1 電気料金メニューについて

お客さまがご契約いただく電気料金メニューは、以下のとおりです。

- ①DAITOでんき「プラン1」 ②DAITOでんき「プラン2」 ③DAITOでんき「プラン3」
- ■DAITOでんき「ガスセット割」: 当社のガスと電気が同一の契約者で、原則同一の需要場所であり、かつ、ガス料金と同一の支払方法により 電気料金を支払われる場合に適用される割引です。

(ガスセット割適用条件の料金支払方法:ガス料金を口座振替もしくはクレジットカード払いをされている場合は、ガス料金でお支払いされている同一の口座もしくはカードでお支払いされること)

単価,適用条件等詳細は,DAITOでんき需給約款をご確認ください。DAITOでんき需給約款は,当社ホームページに掲載いたします。

●DAITOでんき「検針票不要割」<付帯契約型>:支払方法が口座振替もしくはクレジットカード払いであり、かつ、検針票が不要である場合に上記電気料金メニュー(①②③)に付帯して契約いただくと適用される割引です。

単価、適用条件等詳細は、当社ホームページに掲載するDAITOでんき「検針票不要割」<付帯契約型>をご確認ください。 その他、期間限定キャンペーン等は、当社ホームページなどで別途お知らせします。

2 ご契約の成立および契約期間について

- (1) 需給契約は、お客さまの需給契約のお申込みに対して、当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、廃止または解約により需給契約が消滅する日までといたします。

3 需給開始予定日について

- (1) 需給開始予定日は、原則として以下のとおりとなります。なお、需給開始日は、契約締結後にあらためてお客さまにお知らせいたします。 (お申込み時のお客さま情報の誤り等があった場合には、所定の手続きに時間を要することがあります。その場合は、予めお伝えした日に供給を開始できない場合があります。)
 - ・スマートメーターが設置されていない場合:お申込み後所定の手続きが終了した日から起算して8営業日に2暦日を加えた日以降到来する最初の検針日
 - ・スマートメーターが設置されている場合: お申込み後所定の手続きが終了した日から起算して1営業日に2暦日を加えた日以降到来する 最初の検針日
 - ・お引越し(転入)で新たに電気使用を開始する場合:お客さまが希望した日
 - ・転入等で当社への申込み前から既に電気の使用を開始されている場合:電気使用を開始した日
- (2) お客さまの電気メーターがスマートメーターでない場合には、需給開始にあたり、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者 (東京電力パワーグリッド株式会社。以下、「当該一般送配電事業者」といいます。)がスマートメーターに取り替えに伺います。なお、取り 替えにかかる費用は無料です。

4 他の小売電気事業者からの当社への切り替えについて

他の小売電気事業者から切り替えて当社の電気をご契約いただく場合には、解約に伴う不利益事項が発生する場合があります。他の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。

5 ご契約内容について

ご契約いただく電気料金メニューや、契約電力、契約電流または契約容量は、お客さまのお申し込みいただいた内容に基づき適用いたします。

6 使用電力量の計量方法について

使用電力量は、当社が当該一般送配電事業者から受領した、お客さまの供給地点にかかる30分ごとの接続供給電力量といたします。

7 ご請求金額の計算方法等について

- (1) 月々の電気料金は、契約電流、契約容量もしくは契約電力によって決まる「基本料金」と、ご使用量に応じて決まる「電力量料金(燃料費調整額を含む)」の合計に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。
 - ※燃料費調整額とは:電気をつくるために必要な燃料(原油・LNG(液化天然ガス)・石炭)の価格は,市場や為替などの外部要因により変動します。燃料費調整制度は,これらの価格変動に応じて電気料金を調整するしくみです。なお,燃料費調整額の算定方法および,加算される燃料費調整額の変動単価に上限を設けるかは,各小売電気事業者により異なります。(当社では上限を設けておりません)当月分の電気料金に適用する燃料費調整単価は,当社ホームページをご確認ください。

※再生可能エネルギー発電促進賦課金とは:再生可能エネルギーによって発電された電気について、国が定めた単価により購入し、電気事業者が購入に要した費用については、電気を利用するすべてのお客さまに、賦課金として、電気のご使用量に応じご負担いただくものです。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、地域間の負担の公平性を保つために国により地域間調整を行い、全国一律単価とされております。電気料金に適用する再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当社ホームページをご確認ください。

<計算方法>

電気料金=基本料金(税込)+電力量料金単価(税込)×ご使用量 ± 燃料費調整単価(税込)×ご使用量 ± 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(税込)×ご使用量

- ※まったく電気をお使いにならない場合 (先月の検針日から当月の検針日までの差引が 0kWh の場合) の基本料金は、半額となります。
- ※「ガスセット割」が適用される場合は、電力量料金からDAITOでんき需給約款に定める額を割引します。
- ※「検針票不要割」が適用される場合は、基本料金と電力量料金の合計額からDAITOでんき「検針票不要割」<付帯契約型>に定める額を割引します。
- (2) 料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間および検針期間等(以下「計量期間等」といいます。)といたします。また、お引っ越し等により、計量期間等が1か月に満たない場合、日割計算を行います。
- (3) お客さまが電気料金を支払期限日(検針日の翌日から70日目)を経過してお支払いいただいた場合は、その経過日数に応じて年利10%(1日あたり約0.03%)の延滞利息をお支払いされた日以降の料金とあわせてご請求させていただきます。ただし、支払期日の翌日から10日までにお支払いいただいた場合、延滞利息はいただきません。

8 供給電圧および周波数について

供給電圧は、標準電圧 100 V または 200 V といたします。周波数は、50 Hz といたします。

9 工事費等の負担について

契約の開始・変更、設備変更その他お客さまの都合による契約内容の変更により、工事費等の負担金が発生した場合は、当該一般送配電事業者が算定した費用を当社がお客さまに請求いたします。お支払い方法については別途当社からご案内いたします。

10 お支払い方法について

電気料金については毎月、以下の方法により支払っていただきます。

- ① DAITOでんき「ガスセット割」が適用される場合:ガス料金の支払い方法と同一の方法
- ② DAITOでんき「ガスセット割」が適用されない場合:払込用紙、口座振替、クレジットカードからお選びいただきます ※口座振替もしくはクレジットカード払いが不能となっている場合、当社の事情、その他特別な事情がある場合には払込みの方法によりお支払いいただきます。

11 ご契約の変更・解約およびそれに係る料金について

- (1) ご契約内容の変更または引っ越し等でご契約の解除をご希望される場合は、当社へ通知していただきます。
- (2) 他の小売電気事業者への切り替えに伴う解約については、当社へご連絡いただく必要はありません。切り替え先の小売電気事業者へお申込みください。
- (3) お客さまが契約電流、契約容量もしくは契約電力を新たに設定し、または増加された日以降 1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電流、契約容量もしくは契約電力を 減少しようとされる場合は、当社は需給契約の消滅または変更の日に、料金および工事費を精算 していただきます。ただし、当該一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置す る場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

12 当社からの申し出による契約の解約に関する事項について

- (1) お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、契約を解約することがあります。なお、この場合にはあらかじめ解約日をお知らせいたします。
 - ア 電気料金を、支払期日を経過してなお支払われない場合
 - イ 他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ウ 電気需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、工事費負担金その他電気需給約款から生ずる金銭債務 をいいます)を支払われない場合
 - エ お客さまがその他電気需給約款に反した場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社の定めた期限までにその理由となった事実を解消されない場合、契約を解約することがあります。
 - ア お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ウ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - エ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用された場合
 - オ その他, 当社が定める電気需給約款に反した場合
- (3) お客さまが、当社へ連絡なく移転され、電気の使用がないことが明らかな場合

13 違約金について

お客さまが不正に電気を使用されたことにより料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額 を、違約金として申し受けます。

14 電気の使用に伴うお客さまのご協力について

電気の使用にあたり、当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしく は当該一般送配電事業者からお客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。

- ・お客さまの承諾を得た上で、当該一般送配電事業者が必要な業務のために実施するお客さまの土地・建物への立ち入り
- ・お客さまの電気のご利用に伴い、他者の電気の使用を妨害する恐れがある場合の、電気の品質の維持・改善のために必要な装置・設備の施設
- ・電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行い、その工事が完成した場合のその旨の通知
- ・お客さまの電気のご利用に際し、必要な設備の工事などのための作業用地の確保
- ・電気の需給および保安上の必要がある場合に、当該一般送配電事業者が電気の供給を停止する場合であって、当該一般送配電事業者が、自らの供給設備もしくはお客さまの電気設備において、適切な処置を行う場合におけるお客さまのご協力
- ・異常渇水等により電気の需給上やむをえない場合等、当該一般送配電事業者が託送供給等約款にもとづき供給時間中に電気の供給を中止し、また はお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただく場合におけるお客さまのご協力

15 信用情報の共有について

お客さまが、DAITOでんき需給約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報(お客さまを識別できる情報をいいます)を他の小売電気事業者等へ当社が通知することにあらかじめ同意していただきます。

16 その他

- (1) その他上記に記載のない事項の取扱いは、当社が定めるDAITOでんき需給約款によります。なお、DAITOでんき需給約款は、当社ホームページからご確認いただけます。
- (2) 当社は、DAITOでんき需給約款の内容を変更する場合があります。その場合には、変更の内容を当社ホームページ、店頭掲示等でお客さまにお知らせいたします。
- (3) お申込みおよび各種お問い合わせは、下記までご連絡ください。

大東ガス株式会社(登録番号A0135)

本社所在地:埼玉県富士見市西みずほ台一丁目2番地12

お客さま問い合わせ電話番号・メールアドレス: 0120-121-362・<u>denki@daitogas.co.jp</u> (対応時間:平日8時30分~17時)

当社ホームページ: http://www.daitogas.co.jp/